

平成26年3月3日

高砂市議会

議長 生 嶋 洋 一 様

議会改革検討特別委員会

委員長 砂 川 辰 義

議会改革検討特別委員会報告書

本委員会は、平成24年3月定例会において設置され、調査・研究の目的を「市民に開かれた議会」を含む5点を根幹として据え、平成21年9月の行財政調査検討特別委員会の報告及びその後、引き継いだ議会運営委員会からの議会改革の流れをも受け、当委員会の現第3期の委員まで、合計48回にわたり委員会を開催し、調査・研究を行ってきた。

ついては、目的とする調査・研究を終了したので、高砂市議会会議規則第92条に基づき、下記のとおり報告する。

なお、過去3回の中間報告内容は、その概要を記録的に再掲載する。

記

1 特別委員会設置等

(1) 委員会設置

平成24年3月23日

(2) 委員会の目的

次の事項について調査・研究を行う。

- ア 市民に開かれた議会について
- イ 議会基本条例について
- ウ 議員定数及び議員報酬等について
- エ 議会の機能強化について
- オ その他議会改革に係る諸課題について

(3) 委員会の性格

地方自治法第109条に基づく。

(平成25年地方自治法改正前、第110条)

(4) 委員会構成

(現第3期) 委員数 7名 (平成25年9月10日選任)

委員長 砂川 辰義
副委員長 川端 宏明
委員 鈴木 正典、中西 一智、小松 美紀江、
福元 昇、鈴木 利信

(第1期) 委員数9名 (平成24年3月23日選任)

委員長 北野 誠一郎
副委員長 川端 宏明
委員 藤森 誠、小松 美紀江、鷹尾 治久、
松本 均、木谷 勝郎、生嶋 洋一、
迫川 高行

(第2期) 委員数7名 (平成24年9月11日選任)

委員長 砂川 辰義
副委員長 川端 宏明
委員 横山 義夫、鈴木 正典、鈴木 利信、
中西 一智、小松 美紀江

(5) 委員会開催状況

第1期から第3期合計回数 48回

(現第3期) 開催回数15回

回	開催日	協議事項
34	9月10日	1 委員長、副委員長の選出について
35	10月2日	1 今後の検討課題について (1) 議会報告会について (2) 議会基本条例の策定の進め方について (3) 会議規則・委員会条例について (4) 議長交際費について (5) 規律に関して ア 議員のインターネットを使った広報活動について イ 議場内、委員会室内のタブレットパソコンについて (6) 会議録について

		(7) 議長選挙及び議員の任期について (8) 特別委員会の設置のプロセスと常任委員会の関係 (9) 事前発言通告制（試行中）について
36	10月31日	1 議会基本条例について
37	11月14日	1 議会基本条例について 2 検討事項（会議規則・委員会条例・議会運営）
38	11月25日	1 諸課題について (1) 検討事項（会議規則・委員会条例・議会運営） 2 議会基本条例について
39	12月16日	1 議会改革の取り組み（ホームページ） 2 議会基本条例について
40	12月26日	1 議会基本条例について (パブリックコメント)
41	平成26年 1月7日	1 議会基本条例について 2 パブリックコメントについて
42	1月14日	1 議会基本条例について 2 パブリックコメントについて 3 議会報告会について
43	1月20日	1 議会報告会実施要綱について
44	1月27日	1 パブリックコメント実施結果について 2 議会報告会実施要綱について
45	2月5日	1 議会基本条例について 2 議会報告会実施要綱について
46	2月10日	1 高砂市議会基本条例案について 2 高砂市議会委員会条例及び高砂市議会会議規則の改正案について
47	2月17日	1 高砂市議会委員会条例の改正案について(追加報告)
48	3月3日	1 委員会報告について

(第1期) 委員会開催状況 第1回から第9回 回数9回

中間報告 平成24年9月定例会

(第2期) 委員会開催状況 第10回から第20回 回数11回

中間報告 平成25年3月定例会

委員会開催状況 第21回から第33回 回数13回

2 調査・研究内容

(1) 市民に開かれた議会について

- ア 市民参加型の研修会を2回実施。
- i 議会改革・議会基本条例の必要性、認識を深めるために専門家を招いての講演会
- 日時 平成24年9月2日(日) 13時から15時
場所 高砂市役所南庁舎5階大会議室
内容 講演 テーマ「地方議会の現状と議会改革の課題」
講師 山梨学院大学教授 江藤 俊昭 氏
- ii 議員定数及び議員報酬並びに地方議会議員活動のあり方を中心に今後の課題検討を探るため又、認識を深めるために専門家を招いての講演会
- 日時 平成25年2月9日(土) 13時から15時
場所 高砂市文化会館1階展示集会室
内容 講演 テーマ「地方議会議員活動のあり方」
講師 全国市議会議長会法制参事 廣瀬 和彦 氏
- イ 議会報告会の試行
- 議員全員を2班に分け、内容を各常任委員会からの報告と質疑及び意見交換として開催。
- A 日程
- 日時 平成25年1月29日(火) 19時30分から21時
場所 高砂市役所南庁舎5階大会議室
- B 日程
- 日時 平成25年1月30日(水) 19時30分から21時
場所 生石研修センター2階研修室1
- ウ 市民意見公募手続き(パブリックコメント)概要
- 高砂市議会基本条例案について市民からの意見公募(パブリックコメント)を実施。
- (意見公募)
- 公募期間 平成26年1月15日から23日
閲覧場所 議会事務局、情報公開コーナー、各公民館、市ホームページ
閲覧資料 高砂市議会基本条例(案)
提出方法 持参、郵送、電子メール、ファクシミリ

意見の提出状況 提出者数 0人

(実施結果の公表)

公表期間 平成26年1月28日から2月11日

閲覧場所 公募の閲覧場所と同じ

エ 「議会改革の取り組み」を市のホームページに掲載

掲載内容 委員会中間報告書、議員研修会、議会政策条例の議案書及び参考資料を掲載。

(2) 議会基本条例について

平成26年2月12日に高砂市議会基本条例について、案をまとめ、議長に報告を行った。

別紙、「高砂市議会基本条例案について（報告）」

なお、**議員間討論、市長等からの反問権及び議会の付属機関の設置**については、議会基本条例が制定された後、実際の運用の中で必要な時期において検討することとした。

(3) 議員定数及び議員報酬等について

公募の参考人5名を含む参考人10名による意見陳述会を行い、参考人の陳述意見内容も踏まえ、検討を行い、平成25年9月定例会において議員定数及び議員報酬等について提言を行った。(平成25年9月4日付け議会改革検討特別委員会中間報告書)

(4) 機能強化について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項議会の議決事項の追加事件について、議会基本条例の制定を待つことなく議会の議決すべき事件を定め、単独の条例として近いうちに制定するのが望ましいと提言を行った。(平成25年9月4日付け議会改革検討特別委員会中間報告書)

(5) その他議会改革に係る諸課題について

ア 平成24年9月5日公布の地方自治法の一部改正(法律第72号)に伴う議会関係例規、**1、高砂市議会委員会条例、2、高砂市議会会議規則及び3、高砂市議会政務調査費の交付に関する条例**の3本の例規について、調査、研究及び検討した結果を報告(詳細は、平成25年1月22日付け議長宛て文書「平成24年9月5日公布の地方自治法の一部改正(法律第72号)に伴う議会関係例規について(報告)」)

イ 議会 ICT（情報通信技術：Information and Communication Technology）についての調査・研究

（行政視察）

- i 千葉県流山市議会 「スマートホンによる採決の議会システムによる議員の態度表明」
- ii 千葉県柏市議会 「議場システムによる採決・議場内設置の大型モニターに資料等を表示」

議会 ICT は、態度表明を明確化できることなどのメリットはあるが、設備の導入経費がかかること、及び現在の市庁舎及び議会棟である分庁舎は、老朽化していることから、二重投資となるのではないかとの意見もあった。

ウ 高砂市委員会条例及び高砂市議会会議規則の整備

議長に改正案について、当委員会委員とオブザーバーである正副議長及び議会運営委員会正副委員長が入った作業部会により見直し検討を行った。

i 高砂市議会委員会条例

全国市議会議長会の標準委員会条例と比較検討及び議員定数の改正に伴う常任委員会の定数変更並びに市の組織変更による常任委員会の所管事項の変更ほかについて一部改正の提言を行った。

（平成26年2月12日付け、高砂市議会委員会条例及び高砂市議会会議規則の改正案について（報告））

（平成26年2月17日付け、高砂市議会委員会条例の改正案について（追加報告））

ii 高砂市議会会議規則

全国市議会議長会の標準会議規則と比較検討、種々検討を行い全部改正の提言を行った。

（平成26年2月12日付け、高砂市議会委員会条例及び高砂市議会会議規則の改正案について（報告））

エ その他確認事項

i 規律に関して

① 議員のインターネットを使った広報活動について

議員の資質の問題、常識の範囲内で行うべき。他の議員へ口撃すべきでない。関連して、動画複製 DVD の交付は、許可する際に条件を付すこととした。

② 議場内、委員会室内のタブレットパソコンの使用について

持ち込みは可とし、使用は不可とする。

ii 会議録について

事務局で確認作業の際に行う修文以外の修正については、議長決裁とする。

iii 議長選挙及び議長の任期について

他市議会に散見する議長選挙の立候補表明演説等については、それぞれの市議会の特徴である。高砂市議会は今のままで行う。

オ 議会運営について

一般質問及び質疑の通告時期については、議会基本条例の制定並びに会議規則の全部改正により、今後の議会運営を実施し、状況を見据えながら、議会全体で検討し取り組む必要があることを課題として残す。

3 まとめ

本委員会は、冒頭でも述べたが、平成24年3月定例会において設置され、途中、平成24年9月5日公布の地方自治法の一部改正（法律第72号）に伴う議会関係例規の整備並びに検討結果の報告も行うなど、今日まで幅広い項目について、調査・研究を継続し、節目には3回の間接報告を行い、提言を行ってきた。そのことを踏まえ、今回、ひとつの集大成として、報告を行うものである。

高砂市議会は、これからも「開かれた議会」を掲げ、高砂市議会基本条例の前文の意をもって、調査・研究を継続し検討が必要なことは言うまでもない。そのことを確認して報告を終わる。